連載　第2回

続・膝栗毛 池田編

山本 伸一

今回より本文を紹介します。

宮城五龍山明王院の本尊不動明王は、五龍の滝より出現された霊像であり、応験あらたにましますということで、遠近をとわず参詣の絶間がなく、境内はいたって景勝の地であり殊に秀麗である。（ここで一句）

参詣の貴賤は次第
　不動尊
このはんじやうを
　みやしろのやま

これより、池田の宿に出る道筋を、くわしく尋ねてたどりゆくと、高瀬河原というところにでる。ここを渡ってゆくと、ほどなく池田の町にいたる。いまだに日は高いけれども、このさき大町宿まではそうとうの道法（みちのり）と聞くので、此所に宿をもとめようとして、或はたごやのかどに立ち

弥次郎兵衛「モシわっちらア善光寺へいくものだが、今夜どうぞおたのみ申してへ」

やどやのおやぢ「ハイおとめ申しますが、ちくと内に取込みのこんがあって、おやかましからず。それに座敷はふさがってございません。二階でもよからずか。

弥「ナニ!どこでもいいからおたのみ申しやす」。

おやぢ「そんだらおとめ申します。コリャ伝太、いるか。脚（すね）をあらわせる湯でも水でも、はやくもってこいちゃア（ト、此内たらいに湯をくんでくると、ふたりともあしをあらいあがる）

おやぢ「サアサアこっちへござらっしゃいませ」（ト、ふたりを二階へあんないする。わづか六畳ばかりのてんじょうもない所に、わかき男ひとり糊のこわきせんたくふとんをひっかぶり、ねているのをしきりによびおこして、）

おやぢ「コリャ先生、お客がござらせへた。今夜ア一所にたのんますぞ。モシお客様、この衆は長くわしとここにとまって居なさるひとだが、おせばからずとも、ここでゆっくらとしてくださいまし」。

弥「アイアイどうでもいいからおかまいなく」

次号に続く

高瀬川渡川の図

挿絵は童画を描かれている大町市宮本在住の宮崎さよ子さんです。次号もお楽しみに。

訂正

本文を「続東海道中膝栗毛」と紹介しましたが、「従木曽路善光寺道続膝栗毛八編上編」だそうです。以下「続膝栗毛」として内容を紹介します。

前号で記したとおり、出来るだけ本文に忠実な記述に心がけますが、分かりにくいところは勝手に現代風に書きかえたことをご了承ください。

マレットゴルフ大会

恒例のマレットゴルフ大会を左記の日程で行いますので、お誘い合ってご参加ください。

日時　10月22日（水）午前8時半～
　8時半　開会式
　8時45分　競技スタート
　12時　成績発表
　（終了後、昼食をとりながら交流会を行います。）

場所　内鎌マレットゴルフ場

会費　500円（景品と昼食代）

・参加希望者はファンクラブ役員まで　お申し込み下さい。道具がない方、送迎が必要な方は申し込み時にお伝え下さい。

・トロフィーをお持ちの方は当日ご持参下さい。

シリーズ　自民党の憲法改悪案（その16）

戦後秩序を総否定する安倍政治続けさせるのか

「日本を取り戻すたたかいの第2章」、そして「集団的自衛権の関連法である自衛隊法改定などを加速させる」と第2次安倍改造内閣が発足しました。平和憲法と呼ばれている日本国憲法を踏みにじって自民党改憲草案を先取り、世界に肩を並べて「戦争する国」への策動は今後も続くことになります。

こうした安倍首相の姿勢に、「9条を含め憲法全体を、屈辱的な戦後のシンボルだからこれを排除するという立場に立って、憲法秩序を壊すことをあからさまに強行する」、首相の看板である「戦後レジームからの脱却とは、単に日本国憲法をなくすに止まらず、平和条約によって復帰したはずの戦後世界秩序を総否定するもの」と憲法学の樋口陽一東大名誉教授は言い、「重要なのは、安倍首相にこのような政治を続けさせるのかと国民自身が激しく自問すること」「日本にとって憲法とは、古い幕藩時代の歴史からつくられたものでなく、西欧をモデルとしたもの。九条の会の加藤周一氏が『モデルよりもましなものをつくる可能性』を我々は手にしている」とも教授は言っています。

一人ひとりは微力でも決して無力ではない

日弁連前会長の宇都宮健児氏も「私たち一人ひとりは微力ではあっても、決して無力ではない。一人ひとりがつながれば大きな力になる」と主権者の団結を呼びかけています。

集団的自衛権行使反対派は多数です。安倍内閣の政治は、一日長ければ長いほど私たちの負担は大きくなります。

この秋から来年にかけ私たち主権者が声をあげる重要なときで、そのひとつが11月の沖縄県知事選です。安倍政権と保守・革新を超えた沖縄県人との闘い、いや、軍事基地反対の日本人の闘いとなります。

米沢 敏夫

議会傍聴記

9月定例議会一般質問が16、17日に行われ、傍聴しました

一般質問は議員が町民の要望・要請について、あるいは議員が日頃考えている政策について、その実現や前進をめざして、その実現や前進をめざし町長はじめ町側に、直接問い質すことができる絶好の機会で、役割を果たす最も重要な場面と言えるでしょう。

議会基本条例には

しかし、議長を除く11名の議員のうち質問に立ったのは8名に過ぎませんでした。

町議会は昨年10月1日施行で「池田町議会基本条例」を策定しました。条例には「町民の負託に応え、町民の福祉の向上 と町政の発展に寄与し、豊かで明るく住みやすい池田町の実現を図る」「議会は、適切な判断と責任ある活動により、町の政策決定と事務の執行に対し監視と評価を行い、町政の発展に資する政策提言を行う」と高らかにうたっています。一般質問に立たないことは、基本条例の精神に反していると言えるのでは、と思います。

一般質問の実績

過去6回の一般質問回数を調べてみました。全て質問に立っている議員は6名、4回が1名、3回が3名、2回しか質問していない議員も1名おりました。

今回の一般質問では町民の関心が高い災害に関する質問を4名の議員が行いました。重複する場面もありましたが、問題点が深められたと感じました。また条例には「町民の意見を的確に把握するため、町民と議会の意見交換会（議会報告会）を年1回以上開催する」と規定されていますので、ぜひやっていただきたいと思います。

薄井議員は①土石流災害対策について、②子供・子育て支援新制度にともなう保育・幼児教育の在り方について。服部議員は①病児保育の実施を、②太陽光発電の振興、③介護保険改定による地域支援事業について、④住宅リフォーム助成制度の延長を、という住民に身近な内容の質問を熱心に行いました。

牛越 邦夫